

# 水道料金が改定されます

東京都水道局では、平成17年1月分の水道料金(ご使用期間に平成17年1月1日以降の日を含むもの)から、水道料金を改定します。新料金と旧料金の両方の料金が適用される期間の料金は、新旧料金の日数に応じて日割り計算により算出します。

**主な改定内容**(くわしくは下の「新水道料金表参照」)

基本料金内でお使いいただける水量が10立方メートルから5立方メートルに変更されます。

の変更に伴い、基本料金が引き下げられます。

水道料金全体で平均1.3%(口座振替割引制度と合わせた場合は平均2.2%)引き下げられます。

下水道使用料は現行どおりです。

**口座振替割引制度がおとくです。** 口座振替で、初回の請求で引き落としができた場合、2カ月の請求ごとに105円(消費税含む)が割り引きされる制度が新設されました。この機会に口座振替払いへの変更をお勧めします。

**市税・国民健康保険税の未納者宅を訪問**

市では、12月12日(日)まで(土・日曜日を含む)市税の未納者宅へ管理職・係長職の職員が訪問します。あわせて納税課・保険課職員による訪問・電話催告を行なっていますので、早期納付にご協力をお願いします。

**訪問期間** 12月12日(日)までの午前8時30分～午後7時(土・日曜日は午後5時まで)

**電話催告時間** 午前8時30分～午後8時30分(土・日曜日は午後5時まで)

市の職員は身分証明書を持っていますので、ご確認ください。

**臨時納税相談窓口を開設**

平日の窓口延長と土・日曜日の臨時窓口の開設を行います。

**土・日曜日の開設** 12月5日(日)、11日(土)、12日(日)の午前9時

～午後5時まで)

保険課☎内線2391

します。

**減免制度について** 都議会の決議を受けて、生活保護法などにより扶助を受給されている方などは負担増とならないよう、使用水量10立方メートルまでの従量料金が減免されます。

すでに減免の適用を受けている方は、特に手続きの必要はありません。

**口座振替日** 口座振替日は、検針日からおおむね12営業日後の偶数日(銀行営業日)となります。なお、「振替済金額」や今回料金の「口座振替予定日」はお知らせ票をご覧ください。

**水道料金システムが新しくなります**

東京都水道局では、三鷹市を含む多摩地域に、平成17年1月から、新たな水道料金等ネットワークシステムを導入します。

**新システムでの変更点**

**お客さま番号** 現在のお客さま番号が変わります。新しいお客さま番号は、検針時にお配りする「ご使用量のお知らせ」でお知らせします。

**水道料金の請求時期** 納入通知書扱いの方は、料金のご請求がこれまでより数日早くなります。検針日の翌日から約3日後

(土・日曜日、祝日などを除く3営業日後)に「納入通知書」を送付します。

**口座振替日** 口座振替日は、検針日からおおむね12営業日後の偶数日(銀行営業日)となります。なお、「振替済金額」や今回料金の「口座振替予定日」はお知らせ票をご覧ください。

**口座振替日指定サービス** お申し込みにより、ご指定日(偶数日のみ)を口座振替日とします。申込用紙は市役所水道部で配布しています。

くわしくは、業務課☎内線3421へお問い合わせいただくか、水道部のホームページをご覧ください。

**固定資産税・都市計画税の減免のお知らせ**

物納そのほか特別な事情がある場合、納期限7日前までに所定の書面により申請すると減免を受けることができます。

**減免の対象(事由が生じた後に納期限が来るもの)**

相続税のため物納された固定資産、震災、風水害、火災などにより被害を受けた固定資産、国や市などが無償で借り受けまたは譲渡を受けた固定資産など。

なお、減免事由が消滅した場合、直ちに申告してください。

☎資産課☎内線2363

**市役所1階で開催**

国民年金保険料の未納分納付受付と年金相談、武蔵野社会保険事務所主催

新水道料金表(1カ月:消費税除く) 水道料金は2カ月まとめて下水道料金と合わせて請求しています。

呼び径 (メートル口径)	基本料金	従量料金								
		1m <sup>3</sup> ~5m <sup>3</sup>	6m <sup>3</sup> ~10m <sup>3</sup>	11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	21m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup>	31m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>	51m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup>	201m <sup>3</sup> ~1,000m <sup>3</sup>	1,001m <sup>3</sup> 以上
13mm	860円	0円								
20mm	1,170円									
25mm	1,460円									
30mm	3,435円									
40mm	6,865円									
50mm	20,720円									
75mm	45,623円									
100mm	94,568円									
150mm	159,094円									
200mm	349,434円									
250mm	480,135円									
300mm以上	816,145円									
公衆浴場用	30mmまでは一般用と同じ、40mm以上は6,865円	0円	1m <sup>3</sup> 22円					1m <sup>3</sup> 109円		

## 年末年始ごみの収集日程

粗大ごみの収集の申し込みは粗大ごみ受付センター☎47-5184へお早めに。  
☞ごみ対策課☎内線2533

区分	地区	年末最終日	年始開始日
燃やせるごみ	月・木曜日地区	12月30日(木)	1月6日(木)
	火・金曜日地区	12月28日(火)	1月4日(火)
燃やせないごみ	月曜日地区	12月27日(月)	1月10日(月)
	火曜日地区	12月28日(火)	1月4日(火)
	水曜日地区	12月22日(水)	1月5日(水)
	木曜日地区	12月23日(木)	1月6日(木)
ペットボトル・プラスチック類	大沢1・2・4・5・6丁目、野崎4丁目	12月27日(月)	1月10日(月)
	資源物(空きびん・缶・古紙・古着類)		
資源物(空きびん・缶・古紙・古着類)	第1・3月曜日地区(大沢1・2・4・5・6丁目、野崎4丁目)	12月20日(月)	1月17日(月)
	第2・4月曜日地区(井口、深大寺、野崎2・3丁目、大沢3丁目)	12月27日(月)	1月10日(月)
	第1・3火曜日地区(下連雀1・2・3・4丁目)	12月21日(火)	1月4日(火)
	第2・4火曜日地区(上連雀1・2・3・4・5丁目)	12月28日(火)	1月11日(火)
	第1・3水曜日地区(野崎1丁目、上連雀6・7・8・9丁目)	12月15日(水)	1月5日(水)
	第2・4水曜日地区(下連雀5・6・7・8・9丁目、新川6丁目)	12月22日(水)	1月12日(水)
	第1・3木曜日地区(井の頭)	12月16日(木)	1月6日(木)
	第2・4木曜日地区(牟礼)	12月23日(木)	1月13日(木)
	第1・3金曜日地区(北野、新川2・3丁目)	12月17日(金)	1月7日(金)
	第2・4金曜日地区(中原、新川1・4・5丁目)	12月24日(金)	1月14日(金)

1 大沢1・2・4・5・6丁目、野崎4丁目の方へ 1月は31日(月)にも資源収集を行います(3日(月)は休み)

2 下連雀1・2・3・4丁目の方へ 1月4日(火)収集の空きびん缶収集コンテナは、当日午前8時から配布、収集は午後から行います。

**年末年始の道路工事の抑制**

市では、交通渋滞緩和や事故防止のため、市道の道路工事で道路占用工事を、年末年始の間極力行わないようにします。

緊急工事(ガス漏れ、漏水工事ほか)や道路管理者の行う維持工事は除きます。

**工事中止期間** 12月25日(土)～平成17年1月6日(木)

☎道路交通課☎内線2843

**第10回三鷹台まちづくり協議会全体会**

防災および神田川の問題などについて意見交換を行います。

12月12日(日)午後2時から、井の頭コミュニティセンターで、当日、直接会場へ。

☎(株)まちづくり三鷹☎40669

**立川都税事務所年末年始の窓口業務のご案内**

12月29日(水)～1月3日(月)は閉庁します。休み中の申告書、申請書の受付は都税事務所へご依頼ください。

☎申告書受付☎をご利用

**都民住宅の入居者を募集**

都民住宅(東京都施行型)の入居者を募集します。中堅所得者のファミリー世帯を対象にした賃貸住宅で、仲介手数料・礼金・更新料は必要ありません(単身者向けの住宅はありません)。

☎都民住宅募集センター☎3498889

**土地利用総合計画を改定中 ご意見をお寄せください**

平成10年10月に策定された「土地利用総合計画」は、市の都市計画マスタープランとして、基本構想・基本計画に反映されています。

しかし、市政を取り巻く状況の変化に対応した見直しが必要となり、昨年度から改定作業に取り組んでいます。

この改定案に関するご意見を郵便、Eメールで受け付けています。改定案は都市計画課窓口(市役所5階)三鷹市ホームページなどでご覧いただけます。

**意見募集期間** 12月17日(金)まで。

**意見送付先** 〒181-8555三鷹市役所都市計画課・☎toshike ikaku@city.mitaka.tokyo.jp ☞同課☎内線2815

**不動産登記無料相談**

東京土地家屋調査士会・東京司法書士会の両武蔵野支部主催

土地、建物の調査・測量・境界などの問題(表示登記)や土地、建物の売買・相続・贈与・権利の設定・抹消などの問題

12月8日(水)午後1時30分～3時30分、武蔵野スイングビル10階スカイルーム1(武蔵野駅北口)で。

当日、直接会場へ。

☎東京土地家屋調査士会武蔵野支部☎330755・東京司法書士会武蔵野支部☎220743

**固定資産税・都市計画税の減免のお知らせ**

対象は国民年金保険料の未納期間(平成14年11月～平成16年10月)のある方、当日は納付書がなくても納付することができ、未納のままで、年金が受給できない場合がありますので、この機会をぜひご利用ください。

12月20日(月)～22日(水)の午前10時～午後4時、市役所1階市民ホールで。

☎同事務所☎561411